

医政発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を
改正する件」の告示について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」こととされました。これに基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 158 号）が本日告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人（以下「社会医療法人」という。）の認定要件のうち救急医療等確保事業（※）に係る業務について、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していることを要件として規定しており、この「厚生労働大臣が定める基準」は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号）において定めている。

※ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療

令和 3 年度税制改正の大綱において、社会医療法人の認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件について、特例的な認定要件を設けるとされたことに基づき、所要の改正を行うもの。

第 2 改正の主な内容

(1) 救急医療及び災害医療に係る実績要件について（第 1 条第 3 号ロ及び第 2 条第 3 号

イ関係)

新型コロナウイルス感染症による影響の生じた会計年度の救急医療及び災害医療に係る実績について、3会計年度に含まれる新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の数に応じて、現行の要件における基準値に新型コロナウイルス感染症による実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定する（別表1中欄及び別表2中欄）。

また、当該会計年度において患者や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により行政機関からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合について、休業日数の実績に値する数を控除した数値を特例的な基準値として設定する（別表1下欄及び別表2下欄）。

(2) へき地医療に係る実績要件について（第3条関係）

へき地医療の実施に当たって、感染防止のために国又は地方公共団体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかつた場合について、休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除することとする。

第3 適用期日

令和3年4月1日

※ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出であつて、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

第4 関係通知の改正

改正告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出であつて、当該申請又は届出における法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号ロ中「七百五十以上」とあるのは、「別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは、「別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と

改正前

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、平成二十年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「七・五」とあるのは「二・五」と、「件数を三で除して得た数」とあるのは「二・五」と、「三以上」とあるのは「一以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」とし、平成二十一年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前三会計年度」と、「七・五」とあるのは「五」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、第四条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前二会計年度」とする。

、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号ロ中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号ロ中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）、又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）、又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数（次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が六百以上であること。
 ロ・ハ (略)

第三条～第五条 (略)

別表一

三月	二月	一月	当該会計年度の前三会計年度の含まれる令和二年二月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値(小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)
七百四十五	七百四十六	七百四十八		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十六から控除した数
					国又は地方公共団体からの要請

- 一・二 (略)
- 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。
 ロ・ハ (略)

第三条～第五条 (略)

(新設)

八月	七月	六月	五月	四月	
七百三十六	七百三十七	七百三十九	七百四十一	七百四十三	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十五から控除した数

九月	七百三十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十四から控除した数
十月	七百三十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十二から控除した数
十一月	七百三十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十から控除した数
十二月	七百二十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十九から控除した数
十二月	七百二十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十七から控除した数
十二月	七百二十五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十五から控除した数

二十月	十九月	十八月	十七月	十六月	十五日
七百十四	七百十六	七百十八	七百二十	七百二十一	七百二十三
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十三から控除した数

二十一月	七百十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十二から控除した数
二十二月	七百十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十一から控除した数
二十三月	七百九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百九から控除した数
二十四月	七百七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百七から控除した数
二十五月	七百五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百五から控除した数
二十六月	七百三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗

別表二

		<p>じて得た数を三で除して得た数を七百三から控除した数</p>
<p>当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和二年二月以降の月数</p>	<p>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値</p>	<p>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p>
<p>一月</p>	<p>五百九十九</p>	<p>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十九から控除した数</p>
<p>二月</p>	<p>五百九十七</p>	<p>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十七から控除した数</p>
<p>三月</p>	<p>五百九十六</p>	<p>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十六から控除した数</p>

(新設)

四月	五月	六月	七月	八月	九月
五百九十四	五百九十三	五百九十一	五百九十	五百八十九	五百八十七
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十七から控除した数

十月	五百八十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十六から控除した数
十一月	五百八十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十四から控除した数
十二月	五百八十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十三から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十から控除した数
十二月	五百七十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数

二十月	五月七十一	五月七十三	五月七十四	五月七十六	五月七十七	五月七十九から控除した数
十一月	五月七十	五月七十三から控除した数	五月七十四から控除した数	五月七十六から控除した数	五月七十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十一から控除した数
		国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数

二十二月	五百六十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十八から控除した数
二十三月	五百六十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十七から控除した数
二十四月	五百六十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十六から控除した数
二十五月	五百六十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十四から控除した数
二十六月	五百六十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十三から控除した数

◎ 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月以降の月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読替え

(傍線部分は読替部分、波線部分は今回の告示改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)</p> <p>第三十条の四第二項第五号に掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間(深夜(午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。))及び休日を除く。)、休日(深夜を除く。))又は深夜(以下「診療時間外等」という。)に精神疾患に係る診療を行った件数(電話等による再診の件数を除く。))が、その所在地の属する精神科救急医療圏(都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。))内の人口を一万で除して得た数に、国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から保健保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。))を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数(その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))以上であるこ</p>	<p>(救急医療に係る基準)</p> <p>第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)</p> <p>第三十条の四第二項第五号に掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間(深夜(午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。))及び休日を除く。)、休日(深夜を除く。))又は深夜(以下「診療時間外等」という。)に精神疾患に係る診療を行った件数(電話等による再診の件数を除く。))が、その所在地の属する精神科救急医療圏(都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。))内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数(その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))以上であること。</p>

と。

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三百号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が、別表一の上欄に掲げる月数の区分に應じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上であること。

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に應じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が、別表二の上欄に掲げる月数の区分

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三百号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数（次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に應じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国から災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これを拒否したことがないこと。ただし、要請を拒否したことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受け

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国から災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これを拒否したことがないこと。ただし、要請を拒否したことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二（略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受け

て行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。)が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数(当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日)を控除した日数以上であること。

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数(当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日)を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数(当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日)を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数(当該日数が一月当たり九日を超

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が百六日以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数(当該業務を行う病院から医

える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

（読み替えせず）

（読み替えせず）

師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日以上であること。

（周産期医療に係る基準）

第四条 法第三十条の四第二項第五号二に掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前三会計年度における分娩べんの実施件数を三で除して得た数が五百以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数が十以上であること。

ハ 当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A237に掲げるハイリスク分娩べん管理加算及びこれに相当する加算の件数が三以上であること。

（小児医療に係る基準）

第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A000に掲げる初診料の注6、注7及び注8に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数の割合が百分の二十以上であること。